医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（案）　新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
別表第１	別表第１
１～1110　（略）	１～1110　（略）
1111　ハイリスク薬物動態解析プログラム	（新設）
1112　腹膜透析用治療計画プログラム	（新設）
1113　放射線治療計画プログラム	（新設）
1114　放射線治療用QAQCプログラム	（新設）
1115　眼科手術用治療計画プログラム	（新設）
別表第２	別表第２
１～1959　（略）	１～1959　（略）
1960　呼吸装置治療支援プログラム	（新設）
1961　骨強度分析プログラム	（新設）
1962　コンタクトレンズ選択支援プログラム	（新設）
1963　歯科インプラント用治療計画支援プログラム	（新設）
1964　歯科矯正用治療支援プログラム	（新設）
1965　創外固定器治療計画支援プログラム	（新設）
1966　糖尿病診断補助プログラム	（新設）
1967　末梢血流量評価プログラム	（新設）
1968　ICG検査用画像解析プログラム	（新設）